

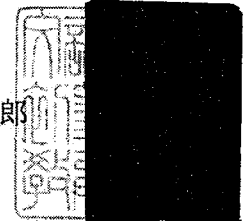


27文科初第1227号  
平成27年12月22日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長（大学院大学を除く）

文部科学省初等中等教育局長

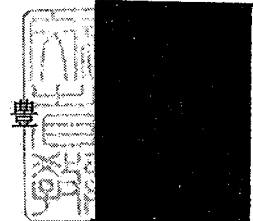
小松 親次郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常 盤



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び国際バカロレア  
・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特  
例の制定について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第28号）」及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）」（以下「文部科学省告示」という。）が、平成27年8月19日に公布され、公布の日から施行されました。

今回の改正等の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処ください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

## 記

### 第1 改正等の概要

#### 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第28号）

スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校及び中等教育学校の後期課程について、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを円滑に実施することができるよう、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。こと。（第88条の2及び第108条第2項関係）

#### 2 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）

学校教育法施行規則第88条の2（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定による教育課程の基準の特例について以下のとおり定めたこと。

- (1) 「数学」、「理科」、「外国語」の必履修科目（「数学Ⅰ」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」をいう。以下本通知において同じ。）及び「総合的な学習の時間」については、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された文部科学省告示第1号の表に掲げるとおりに対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修をもって、履修したものとみなすことができること。また、修得した単位数のうち、当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数については、「数学」、「理科」、「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」として修得したものとみなすことができること。（第1号関係）
- (2) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の普通科においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒が学校設定科目等について修得した単位数を、合わせて36単位を超えない範囲で当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。（第2号関係）
- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒に対し、「国語」以外の教科、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」について、英語による指導を行うことができること。（第3号関係）

## 第2 留意事項

- 1 今回の特例措置により、「数学」、「理科」、「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」については、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において学校設定科目等として開設された文部科学省告示第1号の表に掲げるとおり対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修及び単位の修得をもって、履修及び単位の修得をしたものとみなすことができること。

今回の特例措置の趣旨は、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒の負担を軽減し、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムと高等学校学習指導要領の双方を無理なく履修できるようにすることであり、このことは、「第1 改正等の概要」の2(1)及び(2)により、実現することができること。このため、参考資料中Ⅱの左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と中欄に掲げる高等学校学習指導要領の科目は、取り扱われている内容に対応関係があるが、「第1 改正等の概要」の2(1)のような措置を行わなくとも、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムと高等学校学習指導要領の双方を無理なく履修できるようにすることは可能であることから、左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を学校設定科目等として開設することとし、当該科目の履修及び単位の修得をもって、中欄に掲げる高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得をしたものとみなす必要はないこと。

その他の国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について、高等学校学習指導要領の科目との対応関係を求める場合は、教育課程特例校制度を活用し、学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われた新科目を設置する必要があること。

- 2 「数学」、「理科」、「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」については、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において学校設定科目等として開設された文部科学省告示第1号の表に掲げるとおり対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修をもって、履修したものとみなすことができること。この場合、「数学」、「理科」、「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」として修得したものとみなすことができる単位数は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第2款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限ること。

- 3 英語による指導を行うことができる「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒」とは、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修する生徒、第1学年については、当初から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修する生徒が決定している認定校においては当該生徒、第1学年の途中において履修する生徒が決定する認定校においては全員の生徒であること。

- 4 S L科目，H L科目の学習に推奨されている時間（S L科目が150時間，H L科目が240時間）を高等学校学習指導要領上の単位数に換算すると，S L科目は最低6単位相当，H L科目は最低9単位相当であるので，認定校において教育課程を編成する際の参考にされたいこと。
- 5 (1) 各大学においては，入学志願者の能力・適性や学習の成果，活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から，入学者選抜において，学部等の特性も踏まえつつ，国際バカロレアの資格や成績の積極的な活用を図ることが望ましいこと。  
また，各大学の入学者選抜の出願要件等において，「数学」，「理科」，「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」の単位の修得を求めている場合は，今回の特例措置を踏まえ，国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において学校設定科目等として開設された文部科学省告示第1号の表に掲げるとおり対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得をもって，「数学」，「理科」，「外国語」の必履修科目及び「総合的な学習の時間」の単位の修得をしたものとみなすなどの配慮が望まれること。
- (2) さらに，学校設定科目等として開設された参考資料中Ⅱの左欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と中欄に掲げる高等学校学習指導要領の科目は，取り扱われている内容に対応関係があることから，各大学の入学者選抜の出願要件等において，中欄に掲げる科目の単位の修得を求めている場合は，国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において学校設定科目等として開設された対応する左欄に掲げる科目と中欄に掲げる科目との対応関係について，左欄に掲げる科目の修得単位数と当該出願要件等において定める科目の単位数の関係も踏まえながら，各大学において適切に判断されたいこと。
- 6 指導要録及び調査書の扱いについては，追って御連絡させていただくこと。

### 第3 施行期日

本施行通知に係る省令及び告示については，公布の日（平成27年8月19日）から施行することとする。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課教育課程企画室企画係  
電 話：03-5253-4111（代表）  
内線2367, 2368

<「第2 留意事項」の5に関するもの  
（ただし，科目の対応関係については，上記の初等中等教育局教育課程  
課教育課程企画室企画係が担当）>  
文部科学省高等教育局  
大学振興課大学入試室  
電 話：03-5253-4111（代表）  
内線2495

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を第八十八条の三とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第九十六条第二項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

第九十六条第二項中「及び第八十五条」を「、第八十五条」に改め、「第八十六条まで」の下に「及び第八

十八條の二」を加える。

第百十三條第三項、第百三十三條第二項及び第百三十五條第五項中「第八十八條の二」を「第八十八條の三」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二百二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣 下村 博文

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例

学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校」という。）において国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを円滑に実施することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4又は5に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章



第三款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

マセマティカル・スタディーズ	数学 I
マセマティックス	数学 I
フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジー	生物基礎
ランゲージ B	コミュニケーション英語 I
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な学習の時間

二 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の普通科においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒が学校設定科目等について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

三 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒に対し、国語以外の教科、総合的な学習の時間及び特別活動について、英語による指導を行うことができること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件の一部改正)

2 学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件(平成二十七年文部科学省告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

件名及び本則中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

(参考資料)

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の科目との対応関係について

I	マセマティカル・スタディーズ	数学 I	文部科学省告示により、みなすことが可能。
	マセマティックス	数学 I	
	フィジックス	物理基礎	
	ケミストリー	化学基礎	
	バイオロジー	生物基礎	
	ランゲージB	コミュニケーション英語 I	
	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な学習の時間	
II	マセマティカル・スタディーズ	数学A	対応関係があることについて、文部科学省において確認済み。国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒の負担を軽減し、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムと高等学校学習指導要領の双方を無理なく履修できるようにすることは、文部科学省告示により、実現することができると、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を学校設定科目等として開設することとし、みなす必要はない。
	マセマティックスSL	数学 II、数学A、数学B	
	マセマティックスHL	数学 II、数学 III、数学A、数学B	
	フィジックスHL	物理	
	ケミストリーHL	化学	
	バイオロジーHL	生物	
	ランゲージB	コミュニケーション英語 II、コミュニケーション英語 III、英語表現 I、英語表現 II、英語会話	
III	<p>高等学校学習指導要領の科目との対応関係を求める場合、教育課程特例校制度を活用し、学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われた新科目を設置。</p> <p>その他の国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の科目</p>		